

準天頂衛星システムの運用等事業 企画競争説明書の修正に関する新旧対照表

平成24年12月27日
内閣府

本書は、平成24年12月3日(月)から12月10日(月)までの間に受け付けた準天頂衛星システムの運用等事業の企画競争説明書に関する質問の内容等を踏まえ、修正を行った企画競争説明書についての新旧対照表です。

なお、企画競争説明書の修正版について公表は行いませんので、本書を熟読のうえ、企画競争に必要な手続きを行ってください。

「準天頂衛星システムの運用等事業」企画競争説明書の修正に関する新旧対照表

資料名	ページ	行目	項目	旧	新
(資料-1) 事業契約書(案)	7	15	第14条第2項	ただし、「事業者」の当該侵害が、「発注者」の特に指定する工事材料、施工方法、維持管理方法又は運用方法等を使用したことに起因する場合には、この限りでない。	ただし、「事業者」の当該侵害が、「発注者」の特に指定する工事材料、施工方法、維持管理方法又は運用方法等を使用したことに起因したものであって、かかる発注者の指定が不適切であることを事業者が過失なくして知らなかった場合には、この限りでない。
(資料-1) 事業契約書(案)	42	12	第96条第1項第二号	「発注者」は、 <u>任意の裁量により</u> 、製造中の・・・	「発注者」は、 <u>任意の裁量により</u> 、製造中の・・・
(資料-1) 事業契約書(案)	56	20	別紙3 37	「本事業」に関する企画競争手続において競争参加資格の確認を受け、「本事業」に関する「各業務」を「事業者」から直接受託又は請け負うとともに、「事業者」に出資する企業のうち「代表企業」以外の者をいう。	「本事業」に関する企画競争手続において競争参加資格の確認を受け、「本事業」に関する「各業務」その他「発注者」が認める業務を「事業者」から直接受託又は請け負うとともに、「事業者」に出資する企業のうち「代表企業」以外の者をいう。
(資料-1) 事業契約書(案)	66	41	別紙9 3. (1). ①	① 「開発・整備期間」中に発生した「不可抗力」による追加費用及び損害額（「事業者」が「不可抗力」により <u>保険金を受領した場合の当該保険金額を除く</u> 。	① 「開発・整備期間」中に発生した「不可抗力」による追加費用及び損害額（「事業者」が「不可抗力」により <u>保険金を受領できる場合の当該保険金額を除く</u> 。
(資料-3) 様式集及び記載要領	1	19	第1.5. (1). ③	③ 委任状（構成員・協力会社→代表企業）（様式9） <u><各1部></u>	③ 委任状（構成員・協力会社→代表企業）（様式9） <u><1部></u>
(資料-3) 様式集及び記載要領	1	24	第1.5. (2). ①	① 競争参加資格確認申請書（様式10） <u><1部></u>	① 競争参加資格確認申請書（様式10） <u><正1部、副1部></u>
(資料-3) 様式集及び記載要領	2	14	第1.5. (2). ②	② 競争参加資格審査の等級を証する書類の写し <u><1部></u>	② 競争参加資格審査の等級を証する書類の写し <u><正1部、副1部></u>
(資料-3) 様式集及び記載要領	1	15	第1.5. (2). ③	③ 静止衛星又は周回衛星の運用経験（様式11） <u><1部></u>	③ 静止衛星又は周回衛星の運用経験（様式11） <u><正1部、副1部></u>

「準天頂衛星システムの運用等事業」企画競争説明書の修正に関する新旧対照表

資料名	ページ	行目	項目	旧	新
(資料-3) 様式集及び記載要領	17	7	第2.2	「企業等一覧表(様式12-3)」	「企業等一覧表(様式14)」
(資料-3) 様式集及び記載要領	17	46	第2.6	競争参加資格確認資料は、 <u>正本1部、副本25部、合計26部を提出すること。</u>	競争参加資格確認資料は、 <u>「参加表明に関する提出書類」については正本1部、「競争参加資格の確認に関する提出書類」については正本1部、副本1部、合計2部を提出すること。</u>
(資料-4) サービス対価の算定及び 支払方法	10	15	7.(2)	(2) 施設・設備整備費の物価変動に基づく改定「施設・設備整備費」のうち、物価等の変動に基づく施設・設備費の改定については、「事業契約書(案)」(資料-1)に定めるところによる。	(2) 施設・設備整備費の物価変動に基づく改定「発注者」及び「事業者」は、物価変動により必要と判断した場合には、「施設・設備整備費」のうち、施設・設備費の改定を、それぞれ相手方に請求して協議することができる。
(資料-4) サービス対価の算定及び 支払方法	12	8	8	また、「事業者」は、準天頂衛星システムの利用拡大方策の一環として、 <u>センチメートル級測位補強サービス及びメッセージ通信サービスにおいて、端末及びソフトウェアの開発を行い、その貸与またはライセンス供与の対価について、「発注者」からの「サービス対価」とは別に自らの収入とすることができる。</u>	また、「事業者」は、準天頂衛星システムの利用拡大方策の一環として、 <u>センチメートル級測位補強サービス、メッセージ通信サービス及び測位技術実証プラットフォームサービスにおいて、端末及びソフトウェアの開発を行い、その貸与またはライセンス供与の対価について、「発注者」からの「サービス対価」とは別に自らの収入とすることができる。</u>